

藤沢市市民利用会議室条例の制定について
藤沢市市民利用会議室条例を次のように定める。

2017年（平成29年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市民利用会議室条例

（目的及び設置）

第1条 市民活動を推進し、及び地域社会の活性化に資するため、この市に市民の利用に供するための会議室を設置する。

（名称及び位置）

第2条 前条の会議室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 藤沢市市民利用会議室

位置 藤沢市朝日町1番地の1

（休室日・供用時間等）

第3条 市民利用会議室の休室日は、1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までとする。

2 市民利用会議室の供用時間は、午前9時から午後8時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休室日又は供用時間を臨時に変更することができる。

4 市民利用会議室及び備品（以下「会議室等」という。）の使用は、次に定める使用区分ごとに行うものとする。

(1) 午前9時から午前12時30分まで

(2) 午後1時から午後4時30分まで

(3) 午後5時から午後8時30分まで

5 前項の規定にかかわらず、市長は、特に理由があると認めるときは、同項各号

に掲げる使用区分と異なる区分により使用させることができる。

(会議室を使用することができるもの)

第4条 市民利用会議室を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 5人以上の者で組織されている団体であり、かつ、その代表者が18歳以上であるもの

(2) 法人又は事業を営む個人

(使用の許可及び制限等)

第5条 会議室等を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けたものが会議室等を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に際して条件を付けることができる。

4 市長は、会議室等を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 会議室等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障があると認めたとき。

5 会議室等を使用する権利は、譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が使用の許可を受けた目的以外に会議室等を使用したとき。

(2) 使用者が使用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 使用者が前条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 工事その他の庁舎の管理上やむを得ない理由が生じたとき。

2 市長は、前項第1号から第4号の規定に該当し、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その責任を負わない。

(使用料及び使用料の納付)

第7条 使用者は、規則で定めるところにより、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任でない理由により会議室等を使用することができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、使用料を還付する必要があると市長が認めたとき。

(特別な設備の設置等)

第10条 使用者は、市民利用会議室に特別な設備を設置し、又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、会議室等の使用が終了したときは、速やかに会議室等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第6条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止された場合に準用する。この場合において、同項中「使用が終了した」とあるのは「使用の許可を取り消され、又は使用を停止された」と読み替えるものとする。

3 市長は、使用者が前2項に規定する義務を履行しないときは、当該使用者に代わってこれを執行する。この場合において、市長は、これに要した費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第12条 使用者は、会議室等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、当

該損害に係る賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理上の立入り)

第13条 使用者は、関係職員が庁舎の管理のため市民利用会議室に立入りを要求したときは、これを拒むことができない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月4日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例による市民利用会議室の使用に係る手続については平成29年12月13日から、備品の使用に係る手続については同月28日から行うことができる。

別表 (第7条関係)

市民利用会議室使用料 (1使用区分当たり)

施設名	使用者区分A	使用者区分B
市民利用会議室1	1,000円	4,000円
市民利用会議室2	2,500円	8,500円
市民利用会議室3	2,000円	7,500円
市民利用会議室4	1,000円	4,000円
市民利用会議室5	1,000円	4,000円
市民利用会議室6	1,000円	4,000円

備品使用料 (1使用区分当たり)

備品名	使用者区分A	使用者区分B
プロジェクター (スクリーン含む)	300円	1,000円
マイク及びスピーカー	300円	1,000円

備考

- 1 これらの表において、「使用者区分A」とは、第4条第1号に規定する団体のうち、当該団体を組織している者の半数以上の者が次の各号のいずれかに該当する者であるものをいう。
 - (1) この市の区域内に居住している者
 - (2) この市の区域内に存する勤務先又は学校に通勤又は通学している者
- 2 これらの表において、「使用者区分B」とは、第4条第1号に規定する団体のうち、使用者区分A以外のもの又は同条第2号に掲げるものをいう。
- 3 第3条第5項の規定により、同条第4項各号に掲げる使用区分以外の区分により会議室等の使用を許可された場合における使用料の額は、これらの表に定める使用料の額から算出した1時間当たりの額に使用を許可された時間を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市市民利用会議室の供用を開始する必要による。